

審議結果通知書

令和4年8月25日

桑名建設事務所長 様

三重県環境調整システム推進会議 会長

令和4年7月19日付けで提出のあった環境配慮検討書について審議した結果は次のとおりでしたので通知します。

対象事業の名称	一般県道畑毛東貝野阿下喜線 道路改良事業
(1)調整事項	<ul style="list-style-type: none">・ 土壌について・ 水生生物について・ 埋蔵文化財について・ その他
(2)調整の結果の内容	<p>(土壌について)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 一定規模以上の土地の形質変更がある場合は、土壌汚染対策法第4条第1項の届出が必要となりますので、留意してください。 <p>(水生生物について)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国指定天然記念物ネコギギが、員弁川水系の河川で生息していることから、当該河川工事の際には、「ネコギギ保護管理指針2021」に準拠し、生息状況調査を行ってください。 同水系の地域個体群は絶滅の危機に瀕していることから、ネコギギの生息への影響が最小限となるような保全措置の実施を検討してください。 また、いなべ市教育委員会は天然記念物再生事業でネコギギの放流を行っており、配慮が必要となる場所もあることから、工事前に、いなべ市教育委員会と協議してください。 <p>(埋蔵文化財について)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 路線の検討・決定に時間がかかる場合には、埋蔵文化財包蔵地について、最新状況を確認してください。・ 埋蔵文化財包蔵地内での土木工事は、文化財保護法第94条の規定による通知届の提出が必要です。また、工事前の発掘調査等については、三重県埋蔵文化財センターと協議してください。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 出願区域には、三重内共第1号共同漁業権が設定されているため、影響があると判断される場合は、漁業権者（桑員河川漁業協同組合）に説明をお願いします。
(3)備考	